

平成28年度第2回小田原市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成28年8月23日(火) 午前10時00分から午前11時20分まで
- 2 場 所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室
- 3 案 件
(1) 審議事項
議第10号 小田原市における市街化調整区域の土地利用のあり方について
- 4 出席委員 木村秀昭、田中修、畠山洋子、藤井香大、黒柳昭平、岡村敏之、奥真美、桑原勇進、中西正彦、吉田慎悟、安藤孝雄、今村洋一、鈴木紀雄、吉田福治、星崎雅司、青木崇
(委員16人が出席、欠席委員：西方昭典)
- 5 事務局 佐藤都市部長、石塚都市部副部長、片野都市部副部長、鈴木都市政策課長、狩野都市計画課長、戸倉建築指導課長、吉野開発審査課長、青木農政課長、松本都市計画課副課長、飯澤開発審査課副課長、奥津都市調整係長、菅野調査係長ほか
- 6 傍聴者 1人

議事の概要

1 審議事項

議第10号 小田原市における市街化調整区域の土地利用のあり方について

会長

本案件は、中西副会長を委員長とする小委員会で検討され、前回の審議会でも、中間報告があった。今回、最終報告ということで、中西委員長から説明をしていただく。

委員長

前回の説明と重複するが、欠席された委員もいるので、もう一度お聞きいただきたい。

まず、検討の経緯であるが、市街化調整区域は、都市計画の土地利用上重要な仕組みで、都市を拡大した時代に、市街化を抑制しつつ都市を健全に保っていたが、時代が変わる中で課題も出てきたため、土地利用のあり方について、市から1年前に、審議会に諮問があった。都市計画審議会に小委員会を設け、これまで5回の検討をしてきた。5回の議論の中で、市街化調整区域のあり方、制度的な課題や解決方法を議論してきた。本日説明する答申案は、5回の議論をまとめたもので、諮問に対して返したい案である。小委員会として検討してきたが、答申として返すのは審議会としてになるので、皆さんに承認していただく必要がある。

小委員会の構成メンバーは、審議会から、私のほか、桑原委員、今村委員、黒柳委員に参画いただいている。性質上専門的な知識、実際活動されている方が必要で、外部から3名の委員にも入っていただいている。

この後については、事務局から改めて市街化調整区域をめぐる状況等、前提の部分を説明してもらう。

都市政策課長

本市の現況・将来動向、市街化調整区域における現在の開発許可制度の課題について、事務局から説明する。

前回の審議会において説明した内容と同じになるが、前回欠席された方もいるため、ご容赦いただきたい。

では、前方のスクリーンをご覧ください。

最初に、人口の傾向、将来見通しである。

下のグラフのとおり、本市の人口は、平成52年（2040年）には15万8千人となり、約4万人減少すると推計されており、特に、階層別では、15歳未満の年少人口が大きく減少し、65歳以上の高齢人口が増加する。

次に、市街化調整区域の人口と65歳以上の高齢者の割合の将来推計になる。

人口については、2万5千人から1万9千人へ減少、高齢化率については、27%から39%へ増加することが推計されている。

次に、市街化調整区域の現況である。

本市の市街化調整区域は、左の図のピンクで示した市街化区域を除いた部分であり、市域の4分の3を占めている。

また、右のグラフのとおり、市街化調整区域の8割は、山林・農地であり、その中でも山林は5割を占めている。

右側の地図は、黄色に塗られた部分が農用地区域であり、その左下の方は、農用地区域に指定されていないが、集団的な優良農地が広がっている場所である。その集団的な優良農地内においても、住宅立地に伴う開発行為が行われており、写真は、農地から宅地に転用された造成地を示している。このような開発行為は、営農環境の支障をきたすとともに、優良農地の分断や減少を招くおそれがある。

なお、後ほど説明するが、こうした市街化調整区域での住宅開発は、既存の建築物が連たんする地域で可能となるが、集団農地の縁辺部に住宅が立地すると、その住宅立地により新たな連たんが成り立ち、順次住宅立地が拡大する可能性もある。

従前、1敷地だった住宅が小さい区画に分割されることにより、周辺の土地利用と不調和な建築物ができることや、道路など新たな公共投資を要する可能性がある。

また、既存宅地開発許可制度により、市街化調整区域に年間40区画から150区画が供給されている現状がある。

こちらは、平成20年から平成26年までの7年間における開発許可件数と建築確認済件数の関係を示している。

既存宅地開発許可制度により造成された宅地は、776区画で、そのうち425区画が建築確認が行われていない、いわゆる空地になっている。

その一方、優良田園住宅型連たん区域開発許可制度により造成された宅地は160区画で、そのうち134区画が建築確認済となっている。

この統計から、人口減少が進むなかで、住宅供給が過剰となっていることが浮き彫りとなっている。

このように、市街化調整区域における現在の開発許可制度の課題は、既存集落の外延化や無秩序な宅地化が進むおそれがあることである。

ここで、開発許可制度の概要について説明する。

都市計画法では、都市地域を既成市街地及びおおむね10年以内に市街化を促進する区域としての市街化区域と、当面市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域に分けることとして、段階的かつ計画的に市街化を図っていくこととし、それを担保するものとして創設されたものが開発許可制度で、市街化調整区域内にあっては一定のものを除き開発行為を行わせないこととしている。

認められる住居系の開発行為で代表的なものに、農林漁業従事者住宅、分家住宅、既存宅地制度による住宅、連たん区域制度による住宅などがある。

先ほど説明した市街化調整区域における課題が生じる開発許可制度としては、既存宅地開発許可制度及び優良田園住宅型連たん区域開発許可制度であるため、この2つの制度について説明する。

まずは、既存宅地開発許可制度である。

この制度は、その土地に宅地要件と連たん要件を兼ね備えた土地において、一定の条件を付し

て開発許可を行う制度であり、昭和49年の都市計画法の改正に基づき創設され、昭和50年4月から運用されている。

宅地要件とは、市街化調整区域に関する都市計画が決定された昭和45年6月10日前から現在まで宅地であることである。

具体的には、土地登記簿や固定資産課税台帳などから判断している。また、航空写真からも判断はするが、線引きから46年が経過し、既存宅地の確認が困難な状況になっている。

連たん要件とは、50以上の建築物のそれぞれの敷地が50メートル以内の間隔で連続して存することであり、イメージ図のとおりである。

このような宅地要件、連たん要件の土地において、住宅の立地を容認する制度であり、都市計画法第34条第12号及び第14号を根拠としている。

次に、優良田園住宅型連たん区域開発許可制度である。

この制度は、既存宅地開発許可制度の連たん要件を備え、災害のおそれのある区域などの除外区域が含まれていない、原則6メートル以上の道路に接している土地において、条件を付して開発許可を行う制度であり、平成12年の都市計画法の改正に基づき創設され、本市では平成19年11月に運用を開始している。

住宅の要件としては、用途は専用住宅、敷地面積300平方メートル以上、建ぺい率30%、容積率50%などを付し、優良田園住宅法に規定する基準を準用していることから、優良田園住宅型と称している。

このような連たん要件、道路要件の土地、建物制限において、住宅の立地を容認する制度であり、都市計画法第34条第11号を根拠としている。

なお、この制度の創設に伴い、既存宅地開発許可制度を3年間の経過措置期間を設け、廃止することとしたが、平成22年には制度廃止の市民への周知をより徹底すること、平成24年には制度廃止に伴う代替措置を講じること、平成26年には市街化調整区域のあり方を検証し、新たな開発許可基準を策定することを目的に、議員提出の条例改正による経過措置のため、平成29年11月29日まで延長されている状況となっている。

最後に、小田原市地域経済振興戦略ビジョン、小田原市観光戦略ビジョンの概要を示している。

これらのビジョンにおいて、産業観光の推進、6次産業化の推進など、市街化調整区域の土地利用に関連する施策が掲げられているが、市街化調整区域における地域振興策として、農業、産業、観光との連携は、今後重要となってくる。

地域振興に資する土地利用については、それぞれの施策に応じて対応していく必要があると考えている。

本市の現況・将来動向、市街化調整区域における現在の開発許可制度の課題については、以上である。

委員長

今のような前提、課題がある中で、答申案をご覧いただきたい。

前回の説明と重複するが、ご容赦いただきたい。

目次については、5章構成になっている。

第1章ははじめに、第2章は本答申の位置づけ、第3章で現状と課題を説明している。そして、

第4章と第5章が答申の肝になるが、第4章で土地利用に関する制度についての見直し、都市計画としての提言を目指している。ただし、市街化調整区域が実現するのは土地利用の制度だけで何とかなるものではなく、土地利用以外の課題も考慮してほしいと提案しているのが第5章になる。

はじめに、であるが、最初の段落は、人口減少社会等、わが国全体を見直したときに、都市を効率的に再編すること、都市の管理についてうたっている。第2段落では、小田原でもそういう状況であると説明し、第3段落では抑制するだけでなく、市街化調整区域の環境の良さは、小田原市にとっても重要であると確認している。第4段落、第5段落で経緯を説明した上で、最後の段落で、答申が市の都市計画行政に反映されることを強く要請するとうたっている。

第2章は、もう少し具体的な制度との関連で書いている。既存宅地開発許可制度は本来廃止する予定であったが、諸事情により続いてしまっており、その見直しがせまっていることがきっかけとしてあり、小委員会を設置し検討してきたことを1. で説明し、答申は、諮問を受け、都市計画審議会からの提言として返すものであり、答申にしたがってもらいたいと2. で述べている。

第3章は、市街化調整区域をとりまく環境であるが、人口減少、超高齢社会、安全・安心、一方で第一次産業全体が衰退していることを踏まえ、市街化調整区域の土地利用の動向についても経緯が書いてある。市街化調整区域は抑制すべき区域として設定されているものの、一方でかつての高い開発圧力も背景に、市街化調整区域の趣旨から外れる形の宅地供給、市街地の外延化、スプロール化が抑えきれていなかったと②で述べている。その結果、様々な優良農地が分断されたり、耕作放棄地が増加する等残念な状況が発生している。そういう状況で、観光について、前回から少し変えているが、郊外にある観光資源を活かした観光振興も必要であると書いている。

2. では、どういう土地利用関連制度があるのかということで、今回影響があるのが、(1) (2) (3)である。開発許可制度があり、許可の基準を厳密に審査することにより実際の土地利用を、市街化が望ましくない形で進まないよう審査しているが、開発許可制度の中の仕組みとして、市では既存宅地開発許可制度、優良田園住宅型連たん区域開発許可制度を使っているという説明をしている。この制度の運用、基準を何とかしたいので、この答申のメインターゲットである。

一方で、農地転用とセットになると、(2)でも述べている。

(3) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律は、小田原市では直接運用していないが、この規定を参考に(1) 優良田園住宅型連たん区域開発許可制度を創設したので、今後の課題としては、(3)をむしろ使う、という方向もあり得るため、説明している。

そういう制度がある中で、どういう課題があるのかを説明しているのが3. になる。開発許可制度は、本来許可を厳しくすることで過剰な住宅供給や既存集落の外延化を抑制することが本来のねらいであったが、きっちり線を引くのは時代的に難しく、現実に合わせて制度として、既存宅地開発許可制度、連たん制度ができてきた。基準の作り方等デリケートな問題を含んでおり、既存宅地開発許可制度によって宅地供給が進んで分割がされて、また、分割されて活用されているならまだしも、宅地化されただけで空き地になっているのは望ましくない状況である。また、市街化調整区域のように基盤、周辺道路や上下水道が整備されていない中で人が住むのは本来望ましくなく、都市計画上忌避すべきところであるが、そうなっていないのは、既存宅地開発許可制度自体が原因になっていると指摘できる。

②優良田園住宅型連たん区域開発許可制度は、連たんの基準、優良な住宅とは何か、という根本的なことから様々な問題が発生してきている。連たんも、新しくできたものが連たん要件になり、さらに次ができるという形で広がっていくのはおかしいという指摘があり、課題として整理している。

③は、本来、入れ替わる形であるところが、入れ替わらず、併存していることも現状の課題として指摘している。

6頁、(2)農地法による農地転用許可の課題では、農政側にも課題があるという指摘をしている。

(3)は、地域経済をどううまく回していくか、小田原市全体でみたとき、市街化調整区域を良い形で産業で使っていくということも必要で、決して抑制という一本橋ではなく、良い意味での農地の利用を考えていくというものである。

そして、7頁以降が答申の核になる。

第4章の1.は、望ましい方向性についてまとめている。答申でいきなり考えたことではなく、これまでの都市計画マスタープランにも方向性がうたわれていることを確認している。効率的な都市構造にしていくが、市街化調整区域についても優良な環境を維持しながらの活用を図ることが書かれている。

7頁下から8頁冒頭に、国でも立地適正化計画で都市全体をより効率的な形態にしていくべきであると打ち出しており、それを受け、日本の様々な自治体が立地適正化計画を定め、都市構造を良い形にしていく努力がここ2～3年で進められ、小田原市でも検討が進んでいる状況である。主なターゲットは市街化区域内であるが、外側に広がっている市街化調整区域も連動すべきだと書いている。

それを受け、市街化調整区域は抑制すべき区域であるが、段落中ごろ、地域の良き伝統、景観、コミュニティもあるので、上手に守っていききたい、農地の問題にも貢献したいと書いている。

市はこうした市街化調整区域の特性を活かし、自然や営農等の環境を保全し、加えて生活環境の充実や地域に根差した農林漁業あるいは自然資源を活かした観光といった産業の活性化により、新しい地域価値の創出と市全体の魅力向上に資する土地利用を実現するべきである、と述べている。現代的な意味での市街化調整区域の望ましい使い方がありとご理解いただきたい。

それを概念的に示したのが9頁の図である。現状としては、市街化区域からじわじわと

広がる宅地や、既存集落からにじみ出しがあり、意図しているならまだしも、個別の事情で突然そうなってしまっていることが問題であると指摘している。目指す方向としては、意図しない、望ましくないにじみ出しは抑制しながら、一方で、地域の合意や政策を打って、上手に活用することが確約されれば、開発できるようにしようという両立を目指している。

2. (1) ①②③では、考え方を示している。①無秩序・無計画な開発の連鎖による市街地外延化の抑制、がブレーキであれば、②既存コミュニティ・地域産業の維持・活性化に資すること、はアクセルになる。そして、①②を両立するために、③になるが、地域の合意・施策計画策定を前提とした開発許可制度と運用という形で再編する、という3点に考え方をまとめている。

10頁で、(2)から具体的な提案を含めうたっている。

なお、8頁(1)は方向性を示した提言、それを受け、具体的な案を示しているため、(2)は提案と使い分けている。

(2) ①については、外延化の抑制として、基本方針として新たな開発許可基準や制度構築をすべきであるが、それに先立ち既存宅地開発許可制度は、いつまでも経過措置ではなく、廃止すべきであるとはっきり書いてある。その上で、2つ(8頁2(1)①②)を両立するための開発許可制度の見直しをしようということである。ただし、廃止するとはいえ、既存宅地開発許可制度の現実的な意味も一部見られるので、参考にしながら、現行の優良田園住宅型連たん区域開発許可制度の基準も踏まえ見直し、新たな開発許可制度へ再編するイメージをうたっている。

②については、外延化の抑制と、一方で、中では整備ができるということを両立するためには、本来はエリアを明示することが望ましいとうたっている。ただし、線を引くことは、かつての線引きのように、現実には難しい問題があると考えられるが、連たんの基準は見直し、だらだらつながることは抑えるようにすることが必要である。住宅という用途の限定や、連たんの審査基準を見直すということを提案している。

③については、根本的な問題として、危ない場所は開発を控えようということで、議論の余地はあまりないかと思う。

④については、外延化を抑えた上で、中では整備ができるようにするために、敷地分割や、住宅立地をいくつかは認める必要があり、現状、都市計画法第34条第11号や第12号を活用することが考えられるという、考え方の可能性を示している。ただし、この「ただし」が大事だが、それをただ認めるだけではこれまでと変わらないので、しっかりと環境が維持される条件をつけることが書いてある。例えば、既存集落内の立地基準を適切に定めること、分割の地目を明確にすること等である。それを踏まえた上で、コミュニティを維持するための開発や建て替えは見ていこうということである。

⑤は、基本的には優良田園住宅法の趣旨を参考にしつつ、300平方メートル以上の基準を守ろうとうたっている。ただ、悩ましいが、300平方メートルが良いかどうかということもあり、検討の余地はある。ここは、小委員会でも議論が分かれている。基本は高い水準で、その下の現実に合わせる部分は、いろいろな考え方で整理していくものである。

これらが、基本的には、開発許可制度に対する提案である。

(3) は、開発許可にとどまらない話で、総合的に考えてほしいものである。

①は、地域の合意や政策施策の担保が見える形で行ってほしいというものである。具体的には、地区計画制度の活用や、地域の合意形成を前提として、というものである。それがそのまま緩和されてきたのが今の問題であるので、前提条件を満たした上での緩和として、整理してほしいということである。

②は、既存集落以外は抑制されるべきであるが、さまざまなニーズがあり、豊かな自然に住みたいということが地域のコミュニティや市の居住に役立つこともあるので、そういった趣旨で作っている国の優良田園住宅の建設の促進に関する法律を上手に使うこともあり得ること、また、前回と少し変えているが、景観に関する意見があったので、適切な基準とデザインコントロールの仕組みの導入について検討の提案をしている。

③は、総合的に基準を見直してほしいもので、地域経済振興施策がある上で、あることが前提となるが、それと連動した立地・技術基準を検討課題としたほうが良いと示している。

以上、第4章が重要な部分である。ただし、第5章として、第4章だけでは足りない整理した。

1. は、土地利用だけに矮小せず、各種計画と整合性を図ってほしいというものである。そういう中で、総合的な都市づくりを位置づけてほしい。

2. は、都市づくりだけではなく、産業振興と密接に関わりがあるので、横つなぎをしてほしいというものである。

3. は、景観についても触れてみた。私の意向もあるが、地域の方が自分たちで地域のことを考えるようになるのが今後の都市づくりの重要な課題とされていて、それを明示化することが大切である。具体的には、市街化調整区域の地区計画の制度を使うことが大切であるが、堅苦しい制度になりすぎていて、ハードルが高いのが難点である。地域の方が話し合っ将来のビジョンをまとめるような仕組みを市として設けたらどうか。中心市街地については動いているが、郊外ではあまり考えられていない節があるので、是非検討していただきたい。

そして、仕組みがあっても市民から自発的に出てくるのは難しいので、そういったものに対する支援を考えるということ、4. で述べている。

また、そういった制度ができて、知られない、使われないのでは宝の持ち腐れになるので、周知徹底していくことが必要であると、5. で述べている。

長くなったが、以上が答申案の説明になる。

会 長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問をいただきたい。

委 員 4頁⑤「観光振興の必要性」等、前回の答申素案と今回の答申案で大きく変わった部分について伺いたい。

委 員 長 4頁⑤では、観光資源を活かし、もともと来ている観光客を郊外地域にまで誘導するという、郊外地域の活性化に関する記載としている。

8頁(2)「市街化調整区域のあるべき姿」にも記載があるが、ライフスタイルの変化があり、市街化調整区域の特性を活かした「新しい地域価値の創出」という提案につなげている。

委 員 承知した。続いて5点ほど伺いたい。

1点目は、無秩序な開発制度とあるが、既存宅地開発許可制度の廃止により土地所有者の心理的な負担をなくす担保としての制度が必要ではないかと考えるが、いかがか。2点目は、新しい開発許可制度の再編について、今後どういう手続きをしていくのか。3点目は、コミュニティ維持にあたり、既存宅地開発許可制度ではない、どのような方法があるのか。例えば、第1種低層住居専用地域では店舗ができない等あるが、都市計画法第34条中での対応か、それとも新たに考えるのか。4点目は、答申案に敷地面積300平方メートルと記載されていることに関し、相続税の小規模宅地の特例では、自宅用面積330平方メートルまで、事業用地400平方メートルまでであり、答申案の面積300平方メートルと整合が取れていると思うが、貸付地の面積200平方メートル、既存宅地開発許可制度の面積150平方メートルとはどのように整合を図るか。5点目は、市街化調整区域は開発等を抑制していく区域であ

ることは承知しているが、市街化区域の適正な都市制度により、市街化区域の開発が容易になれば、民間業者も市街化調整区域の開発は行わないのではないかと考えるが、いかがか。

委員 長 5点ほど質問を受けた。2点目及び補足説明については、事務局からお願いしたい。

まず1点目については、土地所有者の防衛本能、経済活動なので仕方がないが、開発が進んでしまい、空間が散見してしまう。「無秩序」という表現は、道路や下水道等の基盤や周辺状況がしっかりしない中での空間的な見方で、都市計画的な表現である。

次に3点目については、これから考えていく事項であり、市への宿題と言える。

次に4点目については、具体的な数字に関する吟味はこれからとなる。市として調査をする必要があるのかはともかく、答申としては（数字ではなく）考え方を示すということで、原則300平方メートルとした。しかし、現行制度との連続性を考慮し検討の余地はあると考えている。

最後に5点目については、委員のご発言のとおりであるが、市が現在策定中の立地適正化計画において、市街化区域の土地利用についてもメリハリをつけていくものである。

開発審査課長 2点目についてお答えする。

市街地の拡大や外延化を抑制するために、既存宅地開発許可制度や優良田園住宅型連たん区域開発許可制度を見直しているところであるが、それらの制度の面積要件や用途等の見直し、救済措置を考慮し、新しい許可制度を創設する予定である。

スケジュール的には、本答申後ただちに新制度の検討に入り、議会報告、市民・関係団体への説明、パブリックコメント等を実施し、既存宅地開発許可制度については、予定どおり平成29年11月に廃止したいと考えている。

都市政策課長 5点目について補足させていただく。

現在、市では立地適正化計画を策定中であり、今年度は、都市機能誘導区域を設定する予定である。マスタープランでもあるため、当該計画に基づいてまちづくりを進めていく。秋に行われる予定の都市計画審議会でも報告させていただく。

委員 長 都市機能誘導区域の設定は、メリハリをつける上で重要であり、ある意味、開発においてもこれから投資していくべき区域が設定されたともいえる。

委員 承知した。最後になるが、新制度と現行制度の連続性については配慮をお願いしたい。

- 委員 前回、欠席しており申し訳ないが、字句等の修正をお願いしたい。
1点目は、9頁③のタイトルを、「地域合意の存在及び施策・計画策定を前提とした開発許可制度と運用」としてはどうか。
2点目は、同じく9頁③の下から2行目、「2段階の仕組みが必要と考えられる。」とあるが、意味が分かりにくくなるので「2段階の」は不要ではないか。
最後に3点目は、本文中に「政策」と「施策」が混ざっているの、それぞれ使い分けた方がよい。9頁下段のイラストに記載の「地域の合意や政策に即した開発」は「施策」に、12頁③中段の「市の総合的な経済・産業施策上の観点から…」は「政策」に、また、13頁3. の3行目、「あるいは市の政策等への合意を…」は「施策」に修正した方がよいのではないかと。
- 委員長 ご指摘のとおり修正する。
なお、10頁(2)②中段の「連たんの定義変更などにより」についても「連たんの審査基準変更などにより」へ修正させていただく。
- 委員 私も前回、欠席しており申し訳ないが、修正をお願いしたい。
10頁③において、土砂災害警戒区域などの危険な区域は開発許可制度の活用を抑制すべきと記載していただき、土砂災害防止を推進する立場としてありがたい。しかし、いわゆる土砂災害防止法や急傾斜地法では、市街化区域又は市街化調整区域を問わず対象となるため、市街化調整区域に限定されないような表現としていただきたい。
例えば、「急傾斜地崩壊危険区域内の立地は抑制する。」とあるが、「急傾斜地崩壊危険区域内においては、個別法による規制もあるが、開発許可制度においても立地は抑制する。」と修正してはどうか。
- 委員長 ご指摘のとおり修正する。
- 委員 情報提供になるが、国の国土利用計画の改定に伴い、県では土地利用基本計画の改定作業を行っている。市街化調整区域は開発行為を抑制することが基本であるが、産業振興や地域振興のための開発行為については考慮していることから、本答申案の趣旨と合っている。例えば、片浦地域であれば、広域農道整備や漁港整備等、農業漁業施設とセットにした地域振興については、県の立場としては、(市と)一緒に進めたいと考えている。
- 会長 それでは、意見も出尽くしたようであるため、議第10号「小田原市における市街化調整区域の土地利用のあり方について」お諮りする。
答申案の全7か所を修正し、私と副会長に一任させていただくということで、答申してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 異議がないものと認める。
それでは、議第10号「小田原市における市街化調整区域の土地利用のあり方について」、答申案の全7箇所を修正し、答申する。
閉会后、私と副会長が、副市長に答申書を渡すので、ご承知いただきたい。
最後に、事務局から何かあるか。

都市政策課長 次回、平成28年度第3回審議会については、手続きや準備が整い次第、日程を調整し開催したいが、11月頃を予定している。
また、次回の審議会についても、原則公開でお願いしたい。

会 長 それでは、以上をもって、平成28年度第2回小田原市都市計画審議会を閉会する。

以 上

署 名

会 長 _____

副 会 長 _____